

平成26年8月1日から

露店等で火気器具を使用する際は

**消火器の準備と消防署への届出が必要です！**

祭礼、縁日、花火大会、展示会等、多数の者が集合する催しで火気を取り扱う露店等には、初期消火等のため**消火器の準備**が必要です。

また火気を取り扱う露店等を開設する場合には、

3日前までに『**露店等の開設届出書**』を消防署へ提出してください。

※露店等を開設しようとする者以外に、主催者や露店等の開設を統括する者でも届出ができます。



消火器の設置について

- ①使用する火気の種類に適応した消火器を設置してください。
- ②対象火気器具等を取扱う露店ごとに消火器を設置して下さい。
- ③原則として、消火器は対象火気器具等を取り扱う者が準備します。



### 対 象 火 気 器 具 等 一 例



一口こんろ



グリドル



バーベキューこんろ



ホットプレート



携帯発電機



石油ストーブ



### お問い合わせ先

鳥栖・三養基地区消防事務組合  
予防課 電話0942-83-7996